

取消料お見舞金サービスのご案内

■見舞金支払い条件

ANA X株式会社（以下当社）は、旅行者の病気・けがでの入院など、予期せぬ事由で、対象旅行をご出発前にキャンセルした場合に、その旅行者に係るキャンセル料の負担について、本人（本人死亡の場合は本人の相続人）に対しお見舞金をお支払いいたします。

※お客様から提出された見舞金請求書類が本規程の必要な支払要件を満たし、かつ、書類不備がなかった場合に限りです。

■予約対象期間

2022年4月1日～2022年9月30日までのご予約分（出発日ではなく、この期間に予約操作完了分のご予約が対象となります）

■対象商品

ANAトラベラーズ ダイナミックパッケージ、航空券なし現地参加プラン（日本を旅しようなど）

※上記に加え、ANA X主催の全ツアー商品（おひとり様10,000円以上）対象

対象となる「募集型企画旅行（10,000円以上の商品対象）」についてはツアー内ウェブサイトに掲載とし個別のご案内となります。詳しくは各商品のウェブサイトにてご確認ください。

※ANAトラベラーズホテル・レンタカー・遊び体験はサービス対象外となります。

■条件

- ・旅行者の病気・けがによる通院（※1）・入院（※2）
- ・1親等以内の親族の、病気やけがによる入院（※2）
- ・旅行者・2親等以内のご親族が死亡した場合

※1 別表1に記載された感染症や骨折

※2 出発時点で入院していること

※その他条件についての詳細は、「取消料お見舞金サービス制度規程」をご覧ください。

■お見舞い金

取消料の80%（上限10万円）

別料金（別予約）でお申込みいただくオプションプラン（レンタカー、食事等）の取消料は対象となりません。

■申請方法

旅行出発日から30日以内に、お客様ご自身にて、当社が定める**取消料見舞金サービス請求書、診断書等証明書**（写しでも可）を郵送にてご提出ください。

受付は郵送のみとなります。また、郵送代等の実費についてはお客様ご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

- ・郵 送 先：〒810-0001 福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル7階
ANA X株式会社 ANAトラベラーズ お見舞金サービスデスク

■見舞金支払い方法

必要書類を受領した月の翌々月末日までに、お客様の指定する銀行口座へお振り込みいたします。

ただし、1購入につき1回を支払限度とし、キャンセルした旅行参加者の代表者が同一の旅行をキャンセルした同行者分をまとめて請求していただくものとします。

■注意事項

取消料お見舞金サービスの利用には「取消料お見舞金サービス」制度規程が適用されます。

■見舞金請求に関するお問い合わせ先

ANAトラベラーズ お見舞金サービスデスク

TEL：0570-081-860（全国一律料金） ※IP電話からはこちらにおかけください。 050-3819-9234

2022年5月12日より TEL：050-3172-2339

営業時間：9：30～18：00（月～金） ※土日祝、5/1、12/29～1/3休み

■申請必要書類（見本）

①取消料見舞金サービス請求書

②取消事由に該当する証明書類（写しでも可）

取消料お見舞金サービス制度規程第5条（2）をご確認ください。

取消料見舞金サービス請求書

ANA X株式会社 宛

下記の事由について見舞金を請求します。
この見舞金請求に関し、私が提供した個人情報の取扱いについて、下記「個人情報の取扱いに関する同意」とおとり同意します。
見舞金は下記口座に振込んでください。口座への振込みをもって見舞金の支払いがなされたものと認めます。

- ＜お願い＞
1. 太枠内をご記入ください。
 2. 必ず請求者ご本人が自署・捺印ください。
 3. フリガナの記入など、漏れがないようにご注意ください。
 4. 見舞金のご請求は、原則としてご本人しか行えません。
 5. 訂正された箇所には必ず請求印を捺印ください。

1 見舞金請求者（代表者）の氏名、住所、連絡先、請求印および個人情報の取扱いに関する同意印

見舞金請求者	住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			都 道 府 県		日中の連絡先電話番号	
	フリガナ		性別	男 ・ 女		請求印		
氏名	漢字		生年月日	西暦	年 月 日	印		

2 同行者の氏名

①	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女	⑤	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女
	漢字		生年月日				漢字		生年月日		
②	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女	⑥	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女
	漢字		生年月日				漢字		生年月日		
③	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女	⑦	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女
	漢字		生年月日				漢字		生年月日		
④	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女	⑧	氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女
	漢字		生年月日				漢字		生年月日		

3 お申込み内容の記入欄

ご旅行出発日	西暦	年	月	日	照会番号 (英数字8桁)	商品名 (パンフレット名)	
キャンセル事由	記入例：旅行者本人の入院の為、親族の入院の為 等				疾病日 または傷害日	月 日	入院期間 月 日～ 月 日 ※入院中の場合は入院中とご記入ください。

4 見舞金支払指図欄 ※口座名義欄も必ずご記入ください。

信 銀 組 行 ・ ・ 農 信 協 金	銀行・信金	フリガナ		支店・支所 出張所
	信組・農協			
預金種目		店番号	口座番号(右詰め)	
普通・当座・貯蓄				
ゆ ー ち ょ 銀 行 ち ょ	預金種目	店番号	口座番号(右詰め)	
	① 普通・当座			
	通帳記号	通帳番号		
② 1			1	
口座名義				
カタカナ				

5 個人情報の取扱いに関する同意

私は、本見舞金請求に関し、私が貴社に提供した個人情報を、貴社が下記の利用目的のために必要な範囲内で、取得・利用・提供することに同意します。

- ① 本見舞金サービスの履行（損害調査、見舞金支払可否、支払額算定など）のために利用すること。
- ② 本見舞金サービスの審査で、必要な調査などの業務を委託する場合、この情報を業務委託先に提供すること。
- ③ 本見舞金サービスの審査で、必要な情報を関係機関に提示すること、並びに提供を受けること。
- ④ 本見舞金サービスの審査で、必要な情報を他の補償会社（保険会社など）に提示すること、並びに提供を受けること。
- ⑤ 本見舞金サービスの審査で、航空便利用状況等をANA X(株)に提供すること。

・ ゆうちよ銀行へ振込を指定される場合は、①(振込用の預金種目・店番号・口座番号)または②(通帳記号・通帳番号)のいずれかにご記入ください。
・ 振込手数料は当社にてご負担いたします。

事務局使用欄

受付			
協			

【本見舞金請求に関するお問い合わせ・請求先】

ANAトラベラーズお見舞金サービスデスク
電話：0570-081-860
2022年5月12日より 電話：050-3172-2339
営業時間：平日 9:30～18:00(月～金)
※土日祝、5/1、12/29～1/3 休み

取消料お見舞金サービス制度規程

ANA X株式会社(以下、「当社」といいます。)、取消料お見舞金サービス制度(以下、「本制度」といいます。))につき、以下の取消料お見舞金サービス規程(以下、「本規程」といいます。))を定めるものとします。なお、本規程内の用語の定義は全て、ANA X株式会社 国内募集企画型旅行旅行条件書に定めるものと同様とします。

第1条(総則)

当社は、旅行者が第3条のいずれかの事由に該当し、取消料発生期間中に対象旅行を旅行開始前にキャンセルした場合に、その旅行者本人(以下「本人」といいます。(本人死亡の場合は本人の相続人))に対しお見舞金をお支払いいたします。

本規程は、2022年4月1日を適用開始日とします。

第2条(見舞金と見舞金支払条件・適用範囲)

- (1) 国内募集型企画旅行条件書に定める取消料をいただいていること。
- (2) 当社がお支払いするお見舞金の額は、対象旅行をキャンセルする旅行者1名につき、国内募集型企画旅行条件書に基づき旅行者が負担する取消料の80%(上限10万円)とします。
取消料とは、旅行本体の取消料をいい、別料金(別予約)でお申込みいただくオプションプラン(レンタカー、食事、体験メニュー等)の取消料は含まれません。
また、一部のお客様の取消による取消料は適用となりますが、その際に他の参加者の旅行代金が上昇する場合、その上昇分は適用対象外となります。
- (3) 当社は第3条のいずれかの事由に旅行者1名が該当し、その同行者もキャンセルしたときは、その同行者に対してもお見舞金をお支払いいたします。
- (4) 旅行開始前とは「サービスの提供を受けることを開始する前」をいい、添乗員または当社係員が受付を行う場合は、受付を行う前、それ以外の場合は、乗客のみが入場できる空港構内における手荷物の検査等が完了する前をいいます。
※「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
 - ① 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
 - ② 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続きの完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
 - ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第3条(見舞金をお支払いする場合)

当社は、旅行者が次のいずれかの事由に該当し、取消料発生期間中に対象旅行をキャンセルした場合に、本人(または本人の相続人)に対しお見舞金をお支払いいたします。

- ①【旅行者の、病気やけがによる入院】
旅行者が、取消料発生期間中に疾病または傷害を被り入院した場合。
- ②【旅行者の、病気やけがによる通院】
旅行者が、取消料発生期間中に別表1に記載された感染症と診断された場合または骨折と診断された場合
- ③【身内(配偶者または1親等以内)の、病気やけがによる入院】
旅行者の配偶者または1親等の親族(親・子・子の配偶者・配偶者の親)が、取消料発生期間中に疾病または傷害を被り、対象旅行の出発日の時点で入院していること。配偶者または1親等の親族のご旅行への参加・不参加は問いません。
- ④【旅行者の死亡】旅行者が、取消料発生期間中に死亡した場合。
- ⑤【旅行者のご親族の死亡】旅行者の配偶者または2親等以内の親族が、取消料発生期間中に死亡した場合。

第4条(見舞金のお支払が出来ない主な場合)

- (1) 当社は、次のいずれかの事由に起因して第3条(見舞金をお支払いする場合)①から⑤までの事由が生じた場合は、お見舞金をお支払いしません。
 - ①旅行者および関係者(注1)の故意
 - ②旅行者および関係者(注1)の犯罪行為
 - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ⑤テロ行為等(注3)

- ⑥核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑦③から⑥の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (2) 旅行者より国内募集企画型旅行条件書に定める取消料を領収してない場合。
- (注1) 関係者：旅行者の配偶者および2親等以内の親族。
(注2) 暴動：群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) テロ行為等：政治的、社会的もしくは宗教・思想的主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。
(注4) 核燃料物質：使用済燃料を含みます。
(注5) 核燃料物質によって汚染された物：原子核分裂生成物を含みます。

第5条(見舞金の請求)

- (1) お見舞金支払の対象となるお客様は、第3条の事由が発生したときは、旅行出発日から30日以内に事由の発生および状況を当社へ通知しなければなりません。
- (2) お客様は、お見舞金請求にあたり、第5条1項の通知をした日から30日以内に、必要事項をご記入いただいた見舞金請求書および次の書類(写しでも可)をご提出いただけます。
なお、当社がその他の関係書類が必要と判断した場合には、別途書類の提出を必要とします。
- ①第3条(1)①によるキャンセルの場合は、病院または診療所の入院証明書類(入院期間が明記されていること)
 - ②第3条(1)②によるキャンセルの場合は、医師の診断書(疾病日または傷害日が明記されていること)
 - ③第3条(1)③によるキャンセルの場合は、病院または診療所の入院証明書類・医師の診断書(疾病日または傷害日と入院期間が明記されていること)および旅行者と親族の関係を証明する書類
 - ④第3条(1)④によるキャンセルの場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ⑤第3条(1)⑤によるキャンセルの場合は、死亡診断書または死体検案書、および旅行者と親族の関係を証明する書類
- ※新型コロナウイルス感染症の場合、保健所発行の「宿泊・自宅療養証明書」および「感染症にかかっていること及び就業制限に関する通知書」(写しでも可)でも対応いたします。
その場合は旅行出発日から30日以内に「ANAトラベラーズお見舞金サービスデスク」にご連絡が必要となります。その後、お手元に証明書が届き次第「ANAトラベラーズお見舞金サービスデスク」にご送付ください。到着次第手続きいたします。
- (3) お見舞金の請求内容について、第3条に該当しないことまたは第4条に該当することの疑義がある場合は、当社は、旅行者に対し必要な調査を行うことがあります。
- (4) 旅行者またはその相続人が(2)の書類を提出しなかった場合、または(2)の書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは不実の記載をした場合は、当社はお見舞金をお支払いいたしません。

第6条(見舞金の支払)

- お客様から提出された見舞金請求が本規程の必要な支払要件を満たし、かつ、書類不備がなかった場合、以下のとおり、お見舞金の支払いを行います。
- ①請求書類の全てを受領した月の翌々月末日までにお客様が指定された銀行口座にお見舞金を振り込みます。
 - ②お客様の死亡その他の理由で指定した口座にお見舞金が振り込み不能となった場合は、別途、正当な相続の権利を有する者からの書面による申し出をもって別口座への振り込みを行います。

第7条(個人情報の取扱い)

当社は、業務上必要とする範囲で個人情報(医師の診断書等、特定の機微な情報も含みます)を取得します。取得した個人情報が、このお見舞金制度の提供以外の用途で使用されることは一切ありません。個人情報の取扱いについては、弊社ホームページも併せてご参照ください。

以上

別表1

感染症の種類

インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急感染症性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)、新型コロナウイルス感染症(2020年7月追加)